

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	新型コロナウイルス陽性者へのパルスオキシメーター貸与業務
発注課	保) 業務調整課（宿泊・自宅療養担当）
選定事業者	佐川急便株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号         </p> <p> <b>【具体的事由】</b>            本業務は、新型コロナウイルス感染症の陽性者が適切な健康観察を行えるようにすることを目的とし、血中酸素飽和度を簡易に測定できるパルスオキシメーターを自宅療養者に貸与する体制を構築する業務である。            本業務は業務の性質上市民の生命に関わることから貸与の遅れは許されないところ、令和4年度実績において1か月当たりの貸与数は最小1,599件から最大28,405件まで変動があることから、柔軟に人員を調整し迅速に貸与できる体制を維持することが求められる。また、貸与するまでには、単に配送を行うだけではなく、パルスオキシメーター等必要な備品の在庫管理、清拭作業、梱包作業が必要であり、業務の円滑な履行にはノウハウが必要である。令和5年度の本業務の履行期間は1カ月弱の短期間であり、契約の相手方が変更となる場合、短期の業務未習熟の人員で対応することとなり、感染拡大に伴う貸与数の増加局面となった際は貸与に遅れが生じる危険性が高くなる。            さらに、一般競争入札による調達により受託者が変更となった場合、大量の備品を現受託者から回収し新たな受託者に渡す必要が生じることから、業務の効率性と費用面からも契約の相手方が変更となることは、現受託者と契約を締結するよりも不利となる。            以上より、現に契約履行中である佐川急便株式会社に実施させることは、履行品質の確保、経費の節減が確保できることから、競争に付するよりも有利であると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため、特定随意契約にて佐川急便株式会社より本業務を調達することといたしたい。         </p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）